2027 年度一般財団法人エフコープ社会活動財団 募集要項

1. 奨学金の概要

■目的

福岡県内における青少年の健全な育成と学業継続を支援する事業を行うことを通じて、格差社会における助け合いの実現と、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とします。学習意欲があるが、経済的な事情で修学継続が困難な子どもたちの一助として、給付型奨学金事業を進めます。

■応募資格および募集人数

- 申請者(生徒本人)が以下の①から③のすべてに該当すること
 - ① 福岡県に在住、または通学する者
 - ② **2027 年 4 月に高等学校等へ入学する予定の者**
 高等学校等へ入学する予定の者 高等学校・高等専門学校並びにこれに準ずる学校
 - ③ **学ぶ意欲はあるものの、経済的な理由により修学の継続が困難な者**
 ※当財団の設立趣旨である「学ぶ意欲はあるものの、経済的な理由により修学の継続が困難な高校生を支援する」ことを踏まえ、当財団選考委員会において、家計状況および学業成績等を総合的に評価して選考します。
 ※エフコープの組合員であることは条件としません。
- 募集定員　30 名程度

■奨学金給付内容

- 奨学金（月額） 10,000 円／期間：最長 3 年(高校 1 年生から卒業まで)
- 返済の必要はありません。
- 奨学金は奨学生本人名義の口座へ、年 4 回 3 カ月分をまとめて振り込み
(初回は 4 月から 6 月分を 7 月末、以降 7 月から 9 月分を 10 月末、10 月から 12 月分 1 月末、1 月から 3 月分を 4 月末)

2. 申請手続関連

■申請書の取得

- 一般財団法人エフコープ社会活動財団ホームページからダウンロードする

ダウンロード可能期間は 2026 年 11 月 2 日(月)から 2027 年 2 月 19 日(金)17 時まで

一般財団法人エフコープ社会活動財団ホームページ
https://www.fcoop.or.jp/scholarship/

- 申請にかかわる資料を請求する(郵送依頼)

① 一般財団法人エフコープ社会活動財団ホームページの「問い合わせフォーム」から「資料の希望」を選択し、必要事項を入力ください。後日、財団事務局から郵送します。

② 「はがき」または「封書」にて、財団事務局あてに請求する(郵送依頼)。

③ 住所、保護者氏名、連絡先および「資料希望」とご記載ください。後日、財団事務局から郵送します。

④ 日本郵便の配達日数を考慮し、資料請求は余裕をもって行ってください。普通郵便は土日祝日の配達がなく、ポスト投函後の配達は早くとも翌々日以降となります。

《資料請求先》　〒811-2417 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 8 番 3 号
一般財団法人 エフコープ社会活動財団 事務局　行き

※資料希望と明記してください。

資料請求部分は「余裕をもってご請求ください」

■提出書類の準備

奨学金の給付を希望する者（申請者）は、以下の書類のすべてを準備し、期日までに財団事務局に提出します。

- 奨学生申請書(様式①)
- 収入を証明する書類
 家庭の年間収入を証明する書類等・・・「奨学生申請書の記入・添付書類についての注意事項」の記載内容をご確認ください。
- 個人調査書(様式②)
 在籍する中学校へ、成績や出席状況を証明する書類を作成依頼する際には、
 財団が作成した在籍中学校長あての「作成のお願い」文書を添えて、申請者または、保護者が中学校に依頼してください。**中学校から受領した「個人調査書」は、**

密封のまま奨学生申請書とともに提出してください（開封無効）。

■申請書の提出

申請に必要な書類すべてをまとめて提出してください。

《提出期間》**2027 年 1 月 6 日(水)～2 月 26 日(金)17 時　必着**
《郵送先》　〒811-2417 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 8 番 3 号
一般財団法人 エフコープ社会活動財団 事務局　行き

※申請内容が事実と異なることが判明した場合、採用を取り消す場合があります。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※ 提出物を郵送する際の注意点 現在、日本郵便では土日祝日の普通郵便の配達が行われておりません。 また、翌日配達も廃止となっています。（ポストに投函後、早くとも翌々日以降の配達） 当財団の提出物は、基本的に提出締め切り日必着となっております。 お住まいの地域によって到着日数が異なりますので、余裕をもって提出、もしくは到着日数をよく確認してから 郵送にて提出してください。

■結果のご連絡

- 選考結果（採用・不採用）の通知

当財団の理事会で決定の後、奨学生本人に 4 月下旬に書面にて通知します。
選考の経過や個別の採否の問い合わせ等にはお答えできません。
採用通知書が届いた方は、進学先の合格通知書の控え、またはそれに代わる在籍を確認できるものを速やかに提出してください。
※ご案内した手続き書類の提出がすべてそろった時点で、正式に当財団の奨学生として採用となります。

■採用後の手続と注意事項

- 他の奨学金との併給について

当財団奨学金は、他の奨学金との併給について制限はありません。ただし、他の奨学金を併給する場合は、併給を認めていない奨学金制度もありますので事前にご確認ください。給付手続きのため、**奨学生本人名義の福岡銀行の口座をお知らせください(所定の様式を別途送付いたします)。**

- 個人情報の取り扱いについて

当財団の個人情報保護方針に掲げる「財団が管理する個人情報の利用目的」により、必要がある場合には学校や関係機関と連絡・情報共有を行うことがあります。提出された書類に記載されている個人に関する情報については、本申請書に関する連絡及び、給付業務並びにサポート活動等の運営目的以外には使用しません。

- 生活保護世帯の方へ

平成 28 年(2016 年)6 月 1 日、文部科学省初等中等教育局通達で、「修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費用、私学授業料の公費補助等の不足分など」を収入認定除外経費としています。当奨学金についても、これらの費用に充当すると申告すれば、収入認定されず、生活保護費は減額されません。

- 応募書類の返却について

奨学生の資格を失った際には、それぞれ個人情報保護方針に準じて廃棄処分します。
応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。
不採用の方は募集事務終了時に、奨学生に採用された方は奨学金給付終了時に、廃棄処分いたします。

■次年度継続に必要な手続き書類の提出

- 在学証明書・・・毎年 4 月
 在籍している学校に、財団指定の様式にて記載いただき事務局まで返信
 (時期になりましたら、事務局から奨学生に指定の様式をお送りします)
- 近況報告含めた振り返り報告書・・・財団が指定する期間

正当な理由なく提出がない場合は、 奨学金の給付の停止、または奨学生の資格喪失となる可能性がありますのでご注意ください。

以上

【問い合わせ先】
エフコープ社会活動財団　お問い合わせフォーム
https://fcoop.form.kintoneapp.com/public/fcoop-zaidan1159
エフコープ組合員サービスセンター
0120 - 41 - 0120（月～金曜／10：00～17：00）